

緊急事態措置に伴う補正予算案のフレーム

緊急事態措置に伴い、営業時間の短縮・休業の要請に協力する飲食店等への協力金の支給や、営業時間短縮・休業や外出自粛等の影響を受けている事業者への支援金の支給を行うための補正予算案を、令和3年第5回臨時会に提出する。

◎補正予算案のフレーム

(単位：百万円)

歳 出	歳 入
1 感染症対策営業時間短縮等要請協力金 11,261 ・緊急事態措置に伴い、営業時間短縮・休業の要請に協力した飲食店・大規模施設等に協力金を支給 ○要請期間 令和3年8月20日(金)～9月12日(日) ※8月7日(土)：県独自の営業時間短縮要請 ※8月8日(日)～8月19日(木)：まん延防止等重点措置 ○対象地域 県内全域 ○協力金〔上限額〕 ・飲食店 中小企業 1日あたり4万円～10万円 大企業 1日あたり20万円以内 ・大規模施設 対象面積1,000㎡ごとに20万円/日(※) ・テナント 対象面積100㎡ごとに2万円/日(※) ※「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた額を支給	国庫支出金 12,146 ・地方創生臨時交付金 12,146
2 感染症対策事業継続支援金 885 ・緊急事態措置に伴う飲食店の営業時間短縮・休業や外出自粛の影響により一定の売上減少のあった県内中小企業者等へ支援金を支給 [注] ・緊急事態措置に伴う営業時間短縮等要請協力金・事業継続支援金に係る所要額は全体で20,131百万円であるが、うち7,985百万円については、8月6日に議決を受けた協力金予算を活用することで、今回の補正予算案は12,146百万円となる。	
計 12,146	計 12,146

補正後予算額 845,718百万円 (現計予算額 833,572百万円)